

職員の自己啓発等休業に関する条例及び広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第四号

### 職員の自己啓発等休業に関する条例及び広島県水道用水供給水道条例の一部を改正する条例

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第一条 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成二十年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「第四百四条第四項第二号」を「第四百四条第七項第二号」に改める。

(広島県水道用水供給水道条例の一部改正)

第二条 広島県水道用水供給水道条例(昭和四十九年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「及び中等教育学校」を「又は中等教育学校」に改め、「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。  
第十七条第二号中「短期大学」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「中等教育学校」を「又は中等教育学校」に改め、「卒業した者」の下に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の職員の自己啓発等休業に関する条例第四条第二号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(以下この項において「旧学校教育法」という。)第四百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学(当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。)の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。